

環境事業推進委員は こんな活動をしています。



環境事業
推進委員

分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

推進委員の 主な活動

地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関するこの情報提供

清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

住民からの相談と 行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン(ポイ捨て防止キャンペーン)等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり



環境事業推進委員の身分及び補償について

1. 身分について

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

2. 活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険にボランティア活動保険を付加することで、手厚い補償を行うこととします。



集積場所パトロールの様子

